

令和3年度決算を認定

決算審査特別委員会は、令和4年12月21日、「令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について」を含む4議案を可決または認定すべきものと決定し、翌22日の本会議において可決または認定されました。

鳥取県議会では、適正な予算の執行と編成のために、決算審査特別委員会を通年設置とし「総務教育」「福祉生活」「農林水産商工」「地域づくり県土警察」「公営企業」の5分科会を設け、効率的かつ詳細な審査を行っているほか、新年度予算に審査結果を反映させるため、11月定例会で決算認定を議決しています。



県立中央病院



鳥取市立南中学校

決算関係の4議案は、9月定例会から実質的に審査を開始しており、分科会ごとに書類審査を行い、より調査すべき事項について集中審査、現地調査などを重ね、最後は全体会において委員全員で議論しました。

その結果、文書指摘5件、口頭指摘9件を行ったうえで、可決または認定が妥当と決定しました。

同委員会としては2月定例会で、指摘事項を予算等にどう反映したか、知事ら執行部から説明を求め、決算と予算の審査を一体化することで、より適正な予算が実現するよう努めてまいります。



旧東部健康増進センター



鳥取警察署賀露駐在所

文書指摘の概要

(1) ICT教育の加速化について

学校教育現場はコロナ禍で転換期を迎えているため、休校時の学習機会を確保し、学びを止めない体制の確立が急務となっています。

教員が学べる環境づくりと、ICT支援員の一時的増員などにより、各教員に必須とされるICT活用指導力の向上を図り、教育の質の向上に向けた取組を加速させるべきであります。

(2) 元健康増進センター等庁舎管理費について

旧東部健康増進センターは老朽化し、今後、有効な活用が見込まれるとは言い難い状況です。センター建物の機械警備などの経費は建物がある限り毎年生じるものであり、建物の解体撤去も含め、県有施設・資産有効活用戦略会議とも連携して、今後のあり方を検討すべきであります。

(3) 債権回収のあり方について

過年度分の債権回収について、強制執行又は支払督促といった法的手続きが検討されないまま時効の援用をされるのは、全庁的な問題であると考えますが、鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて法的手続き等のあり方につ

いて検討し、適切な債権管理に取り組むべきであります。

(4) 高度技能・技術人材育成プログラム開発について

県は各企業の人材開発プランの作成を推進していますが、取り組んでいる企業はわずか3社のみという状況です。

県内中小製造業においては、技術者の高齢化を背景に、社内における技術の伝承等が喫緊の課題となっていますので、より多くの企業がプラン作成に取り組むように、作成作業の軽減など支援方法を改善すべきであります。

(5) 令和3年度国土交通省所管補助金の受入手続の不備について

道路事業補助金において、国費受入手続不備により24億8,600万円余もの歳入欠かんを生じました。既に再発防止策が講じられていますが、改めて職員の意識改革を図り国費事務に係る改善策の運用を徹底するとともに、組織体制を整えるなど今後さらなる業務適正化（内部統制）を推進されるべきであります。